

令和5年8月31日

上尾市議会議長 星野 良行 様

議会運営委員会委員長 鈴木 茂
議会改革特別委員会委員長 新道 龍一

議会運営委員会及び議会改革特別委員会の行政視察を行ったところ、その概要は下記のとおりでありますので、報告いたします。

記

- 1 日 時 令和5年8月2日（水）～8月3日（木）
- 2 視 察 地 福井県越前市
石川県加賀市
- 3 視察内容 ・福井県越前市
① オンライン委員会について
② 市民と議会との語る会について
③ 議会モニター制度について
・石川県加賀市
① オンライン委員会について
② 議会報告会について
③ 議会モニター制度について
④ 大学院との連携協定について
⑤ SNS の活用について
⑥ PPDCA サイクルについて
- 4 参加議員 鈴木 茂、新道龍一、小池佑弥、原田嘉明、小川明仁、井上智則、
樋口 敦、矢口豊人、轟 信一、新藤孝子、田中一崇、池田達生、
大室 尚、長沢 純、星野良行
- 5 随 行 議会事務局長 松澤 義章
議事調査課長 中澤 真治
議事調査課副主幹 鈴木 知哉

福井県越前市議会

- 1 調査項目 オンライン委員会について他
- 2 調査期日 令和5年8月2日（水）午後2時～3時30分
- 3 市の概要（令和5年7月1日現在）
人口 80,041人 行政面積 230.70 km²
令和5年度一般会計当初予算額 36,818,000千円

4 調査の目的

議会運営では、感染症のまん延を含む災害時におけるオンラインの方法による委員会の開催について、その実施方法を研究し、条例等の改正を協議しているところである。そこで、既に委員会条例等の改正を行っている越前市議会を訪問し、課題等を調査することを目的とする。

議会改革では、議会モニター制度と議会報告会について協議しているところである。そこで、「議会モニター制度」と「市民と議会との語る会」を実施している越前市議会を訪問し、課題等を調査することを目的とする。

5 調査内容

(1) オンライン委員会について

① 導入の経緯

令和2年4月に新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発令され、議会の本会議や委員会がオンラインで開催できるかが全国的に議論となった。総務省から令和2年4月30日付で「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」の通知が発出され、委員会については必要な例規を改正・整備すればオンラインで実施して差し支えないとの見解を示した。

これら全国的な議論の高まりや総務省の見解を受け、越前市議会においても議会活性化特別委員会でオンライン委員会の開催について検討することとなった。

令和2年6月から概ね1年かけてオンライン委員会の開催について協議し、必要な市議会会議規則や市議会委員会条例を改正する議案を令和3年6月定例会に上程し可決された。制度設計に当たっては令和2年7月16日付の総務省通知「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&A」を参考に進めた。

② 主な検討事項

新型コロナウイルス感染症対策以外の理由によるオンライン委員会の出席を認めるかについて、災害等の発生により参集が客観的に困難な場合、育児、介護

のやむを得ない事由により、委員からもとめがあった場合も認めることとした。

議事の公開要請に対する配慮として、物理的な開会場所を設置しオンラインの手段により、その委員会に出席する形式（ハイブリット開催）をとることで、傍聴の機会を確保した。

オンライン出席する者の本人確認及び情報セキュリティ対策として、ID及びパスワードを事前に通知し、プライベートミーティングにすることで対応した。

③ 実施例

令和3年9月定例会における総務委員会をオンラインで開催（県内初）。なお、オンライン出席者は1名。

令和4年8月及び11月開催の議会運営委員会及び全員説明会をオンラインにより開会。

その他、行政視察をオンラインで行った事例がある。

④ 今後の課題

オンライン委員会が途切れず、円滑に進められるよう、参加者の技能の向上やネットワーク環境の安定化が必要と考えている。

（2）市民と議会との語る会について

① 市民対象

越前市議会では、平成22年からこれまで市内17地区を6ブロックに分け、3年で一巡するように実施してきたところ、今後は全地区を2年で一巡するように見直しを検討している。

議員を各班7人の3班に分け、各班で司会進行や資料作成などの役割を分担し、議員が準備から運営までを担っている。

各会では、30～40人程度の参加実績があるが、地元自治会に参加者の依頼をしていることから、高齢男性が主である。

会で使う資料については、項目を3班に振り分けし、作成したものを合体させて当日の資料としている。事務局では、議員が作成した資料のレイアウト調整や数字の確認程度の業務を行っている。

課題として、①市長が行う語る会とのすみ分けが必要であること。②新たな参加者の掘り起こしを行い、女性や若年層の参加者を増やすこと。③一巡する期間を3年から2年に変えることでタイムリーな地区の課題を把握すること。が挙げられていた。

② 常任委員会ごとに各種団体対象

議会で行う語る会とは別に、常任委員会ごとにテーマを決めて各種団体（自治会連合会、社協、大学、観光協会など）との語る会も実施している。

(3) 議会モニター制度について

平成28年から市民の意見を広く聴取し、議会活動及び委員会活動に反映させるため、15名以内の議会モニターを委員として委嘱し、意見を徴取している。

委員は議会や委員会の傍聴を行い、意見交換やアンケートにより活動に対して意見することができる。

委員は再任を妨げず、一人当たり1回3千円の謝礼が支払われている。

委員15名のうち12名は団体推選、3名は一般公募としているが、3名の一般公募にはあまり応募がなく、議会が応募者を探しているのが現状である。

課題として、①所属団体により意見が似てくること。②一般公募への応募者数を増やすこと。③若年層の委員を増やすこと。が挙げられていた。

6 主な質疑応答

問 理事者の地域報告会とは。

答 市長が地域ミーティングとして17の各地区を回っている。市民と議会との語る会について、決定事項だけを報告していたことから「市長の報告と同じ内容ではないか？」との意見を頂いている。

問 オンライン委員会の採決方法について、どのように行っているか。

答 画面に向かって挙手し、画面を委員長が確認する。委員会条例と会議規則の改正にあたり、委員会の採決を起立としていたものに挙手を加える見直しをした。

問 市民と議会との語る会の議員の班分け方法は。

答 議長を除く、議席番号順としている。

議長はフリーで参加できるが、議長に話が集中する。

問 市長のタウンミーティングと市民と議会との語る会の参加者は似通ってこないか。

答 今回市長のタウンミーティングは地区の役員と話をすることを目的にやっており、議会と市民との語る会は自治連合会の役員を中心にお願いしていることから似たような参加者であった。他に地区ごとに議会に注目している方の参加があ

った。

問 オンライン会議の細かい運営ルールはあるか。

答 積み上げで協議した。成文化まではしていないが共通認識としているところがある。

問 委員会に委員長がオンラインで参加可能か。

答 委員長がオンライン参加することは可能であるが、委員としての参加になる。委員長職務を行う者は委員会室に居なければならない。

問 委員長がオンラインで参加したときの委員長職務の順序は。

答 副委員長＞年長議員の順になる。

問 採決の際にネットワークが落ちてしまった場合は。

答 接続できない場合は、欠席扱いとなる。

問 議会モニター制度は議会や委員会の運営について意見をもらうところが目的かと思うが、議員個人への意見などに対応することを協議しているのか。

答 議会モニターからの意見は議会運営委員会に報告している。回答すべきかについても議会運営委員会で協議している。

問 市長のタウンミーティングと市民と議会との語る会でエリアを分けることを協議しているか。

答 市長側との協議はしていない。これまで市長側は春、議会側は秋と時期で別れていた。

問 語る会を市内一巡するに当たり、同じ市民が違う地区で参加することはないか。

答 地区の方を優先し、市民であれば参加できるようにしているが、今のところ自分の地区以外のところに参加されているようなことはない。

これまで市内をブロック分けして、語る会を実施してきたが、地域の意見が見えにくいので、今年から1地区ごとの17地区を回ることにした。

石川県加賀市議会

- 1 調査項目 オンライン委員会について他
- 2 調査期日 令和5年8月3日（木）午前10時～11時30分
- 3 市の概要（令和5年7月1日現在）
人口 62,867 人 行政面積 305.87 km²
令和5年度一般会計当初予算額 33,986,000 千円

4 調査の目的

議会運営では、感染症のまん延を含む災害時におけるオンラインの方法による委員会の開催について、その実施方法を研究し、条例等の改正を協議しているところである。そこで、既に議会運営委員会や全員協議会においてオンライン会議を行っている加賀市議会を訪問し、課題等を調査することを目的とする。

議会改革では、外部サポート、議会モニター制度、ソーシャルネットワークの活用及び議会報告会について協議しているところである。そこで、「金沢大学法科大学院との連携協定」、「議会モニター制度」、「議会 Facebook 等」、「議会報告会」を実施している加賀市議会を訪問し、課題等を調査することを目的とする。

5 調査内容

(1) オンライン委員会について

① 導入の経緯

平成23年4月1日に議会基本条例を施行している。令和3年11月の改選時に行っている議会基本条例の検証のなかで、オンライン会議の必要性が議論されたことが導入のスタート。

令和4年6月に議会基本条例や委員会条例、会議規則等の改正を行った。

② 開催条件

大規模災害の発生時や感染症のまん延時のみ開催できるものとし、議員の疾病、育児介護等の本人都合による理由では開催できない。

③ 実施例

オンライン会議の実施例としては、令和4年8月22日開催の全員協議会の1件のみ。なお、令和4年11月6日に災害時情報伝達訓練をオンラインで実施している。

(2) 議会報告会について

平成23年から開催しており、これまで述べ4千人の市民参加があった。

正副議長を除く15名の議員を3班に分け、役割を分担して実施している。

班ごとに担当の地区を受け持ち、準備から開催まで議員が行っており、事務局の関与はほとんどない。

要望や陳情の場でないことは、市民に断りながら進めていたが、要望の場となってしまうことから、昨年「議会おでかけトーク」と題して、住民参加型のグループトーク方式を導入した。

グループは8名4グループとし、議員はファシリテーターとして参加している。参加者は町内会の区長さんやまちづくり推進協議会の会長さんが中心となっており、女性や若年層の参加が課題である。

(3) 議会モニター制度について

令和元年度から令和2年度まで実施してきた。各年度20名を募集し一般公募と各団体からの推薦としている。

議会や委員会の傍聴を行い、意見提案用紙を提出するとともに、議会活性化特別委員会で意見交換を行う。

謝礼として意見提案用紙の提出により1回あたり500円分の図書券を渡している。

意見として、議場のバリアフリー化や議員の持ち込み資料の公開などがあった。

(4) 大学院との連携協定について

地元の金沢大学法科大学院と連携協定を結んでいる。

平成27年から議長・副議長が大学院に出向き講義を行っている。

平成27年、29年に大学に講師派遣を依頼し、議員研修会を開催している。

ファシリテーション研修にも大学から紹介していただいた講師に研修を依頼している。

平成28年から毎年、大学院生のインターンシップを受け入れている。受け入れに当たって、テーマを設定し研究いただき、いじめ防止条例や空き家対策条例などの提案を頂いている。大学院も協力的で、インターンシップにより大学の単位取得ができるようになっている。

この他、議会が提出する条例案などにアドバイスいただいている。

(5) SNSの活用について

議会のホームページを令和3年7月から刷新している。最近では各委員会の資料を委員会前日にホームページにアップしている。

フェイスブックについては、平成27年8月から活用している。
若者の利用が多いことから、インスタグラムについても令和4年4月から開始している。

YouTubeの議会広報番組についても令和3年1月から配信し、議員が議会の取組を解説している。これまで28本の番組を配信している。

(6) PPDCAサイクルについて

平成27年9月から導入しており、議会提案の条例や提言の進行管理を行っている。

6 主な質疑応答

問 オンラインに全員参加などのルールは決まっているか。

答 災害時情報伝達訓練は全員オンライン参加。全員協議会では一部オンライン参加したところで、細かな実施要領等は定めていない。

問 委員会での運営は。

答 詳細は決めていないため、適宜決めることになる。

問 議会報告会の班分けの方法は。

答 常任委員会で振り分けし、班分けをしている。議員の地区などは過去に考慮していた時もあったが、現在はない。

問 議会報告会の開催順など決めているか。

答 市内21地区を2年間で一巡する形をとっている。

問 議会おでかけトークのテーマ設定は当日決めることか。

答 事前に3つのテーマ（北陸新幹線の加賀温泉駅開業について、教育の振興、住みよいまちづくりなど）を議会で設定し、各グループに割り当てている。

問 議会おでかけトークに女性や若年層の参加が徐々に増えているとの説明だったが、その要因は。

答 広報、SNSで周知しているが、地区の自治会や公民館にお願いし、参加いただいている状況である。お願いの際に女性や若年層の参加を依頼している。

また、過去はスクール形式で70人程度の参加をお願いしていたが、グループトーク方式にして人数を絞った関係で、女性や若年層の割合が増えている。

問 おでかけトークについて、平日夜に時間設定した理由は。

答 地区が決まってから町内会長や役員と協議し、先方の希望の時間に設定している。

問 議会 SNS の活用で議員や事務局の分担は。

答 議場や視察の写真は事務局が撮影しアップしている。

YouTube 番組は議会活性化の広報のメンバーが撮影している。

問 議会 SNS の投稿ルールはあるか。

答 議員個人のものには避けている。フェイスブックなどは当たり障りないものとなっており、議会全体の内容としている。

YouTube 番組はコロナ禍もあり、議会に興味を持ってもらうため、あまりルールはない。

問 インスタグラムの作成は独学で行っているのか。

答 委託などは行っていない。自分たちでアプリなど使いながら作成している。

問 大学院での講義は議長、副議長が資料準備など行っているのか。

答 その時々テーマを事務局と相談しながら、パワーポイントの資料は事務局に作成してもらっている。資料を基に議長、副議長が講義している。

問 法科大学院のアドバイスの頻度は。

答 条例作成にあたりアドバイスをもらう。また、インターンシップで受け入れた学生にいじめ防止条例を見てもらい「ネットのいじめも入れた方がいい」といったアドバイスももらっている。

事務局で議会運営についてメールで質問し、回答をもらうこともあり、細かい点でもアドバイスをもらっている。

問 法科大学院と執行部側の法規担当の意見と相違があることがあったか。

答 相違があったことはない。意見で一部修正などあったときは共有し進めている。

問 インターンシップの受け入れで、テーマの設定は。

答 テーマは議会側から提案したもの。

問 インターンシップの期間は。

答 9月定例会中の1週間程度。

問 議会モニター制度の現在は。

答 2年間で全地区の方に参加いただいたところで、いただいた意見も同じようなものであり、所期の目的は達成したと考えている。

問 法科大学院との連携はどちらから申し出たのか。

答 議会の研究をしている教授とのつながりから、協定を結んだものだと思う。当時は市に弁護士もいたので、法規的なことより学生重視といったところかと思う。

問 大学院での講義への参加人数は。

答 1回当たり5～6人程度。大学院かつゼミの人数なので学生は多くない。

問 議会提案の条例はどこから発議されたものか。

答 市民からの提案や常任委員会でテーマを決めて調査している中で、条例を提案することもある。

問 市長側の報告会はされているのか。

答 市長も毎年実施している。議会としては当初スクール形式であったが、グループトーク方式に変更し、差別化を図っている。